

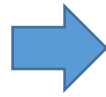
今月の注目

2023年4月～中小企業も

月60時間を超える時間外労働の割増率引上げ

1カ月の時間外労働

1日8時間・1週40時間を超える労働時間



時間外労働の割増率

60時間以下	60時間超
25%	50%

(1)深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を⇒深夜(22:00～5:00)にした

深夜割増 25% + 時間外割増 50% = 75%

(2)休日労働との関係

法定休日の労働⇒時間外労働には含まない。

※ただし、法定休日以外の休日に労働した場合⇒時間外労働に含む

法定休日労働の割増率⇒35%

(3)代替休暇

引き上げ分(50% - 25% = 25%)の割増賃金の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与できる。

代替休暇時間数 = (1カ月時間外労働時間数 - 60h) × 換算率

※換算率⇒「代替休暇取得しなかった場合の割増率 - 代替休暇取得した場合の割増率」



(4)就業規則の変更

<事務所より>

昨年は、土業の仕事を本格的に開始し、今まで以上に多くの方との出会いがあり、大変お世話になりました。

今年も、みなさまのお役にたてるよう、努力して参りますので、何卒よろしくお願いたします。

詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい



えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目4 3番地 ☎ 0247-82-6265
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : info@eto-srgs.com